

「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則改正」の様式改訂に係る連絡について（総務部）

前号にてお知らせしましたとおり、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する改正規則」が平成 24 年 7 月 9 日より施行されます。

今回は前号でご案内した職務上請求書の様式改訂ポイント以外の部分についてお知らせいたします。

< 現行様式の経過措置について >

平成 25 年度版の職務上請求書より、前号でご案内した様式改訂ポイントが反映された新様式の職務上請求書を導入する予定です。

現行様式の職務上請求書で外国人住民の住民票の写し等を交付請求する場合は、平成 25 年 3 月 31 日までの期間に限り、様式表面にある「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「本籍」の後ろに「又は国籍・地域」を追記する（次ページ参照）ことにより使用できる取扱いとしております。

< 現行様式から新様式への無償差し替えについて >

平成 25 年 4 月 1 日より新様式の職務上請求書に切り替えとなりますので、現行様式から新様式への無償差し替えを行う予定です。

差し替え対象は、所属単位会からご購入いただいている現行様式綴りで、1 枚でも未使用分がある限り対象となり、1 会員につき最大 2 冊となります。

差し替えは平成 25 年 1 月より、単位会事務局で実施させていただく予定です。

詳細につきましては、改めてお知らせします。